

Interactive Training in Communication – Japan

ITC-J 会則

(2024年7月15日修正)



細則

(2024年7月15日修正)

2024

[附 記]

International Training in Communication(インターナショナル トレーニング イン コミュニケーション 略称 ITC) は、2017年7月開催の世界大会において、ITC 国際役員会 提出の「ITCを解散する」旨の決議案を採択し、解散した。

これに先立ち、ITC 日本リージョン第35期年次大会において「ITC 国際役員会が提出した 決議案の結果の如何に拘わらず日本リージョンはこの組織を継続する」旨の役員会勧告が採択 され、2017年8月1日、新組織の発足に至った。

< 註記 >

組織の名称： Interactive Training in Communication-Japan
インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション-ジャパン
(略称 ITC-J)とする。

2018年1月1日より有効

組織の年数： 期については、ITC の経過年数を加味し、これを継続するものとする。

以上

Interactive Training in Communication-Japan

会則及び細則 目次

第1条	名称	・・・・・・・・・・	1
第2条	目的	・・・・・・・・・・	1
第3条	会員	・・・・・・・・・・	1
第4条	組織の構造	・・・・・・・・・・	1
第5条	財務	・・・・・・・・・・	1
第6条	選出役員	・・・・・・・・・・	2
第7条	指名と選挙	・・・・・・・・・・	3
第8条	任命役員	・・・・・・・・・・	4
第9条	大会と定足数	・・・・・・・・・・	5
第10条	役員会	・・・・・・・・・・	5
第11条	委員会	・・・・・・・・・・	6
第12条	電子機器による会議	・・・・・・・・・・	7
第13条	カウンスル	・・・・・・・・・・	7
第14条	クラブ	・・・・・・・・・・	8
第15条	議事運営法の典拠	・・・・・・・・・・	9
第16条	修正	・・・・・・・・・・	9
細則		・・・・・・・・・・	10

Interactive Training in Communication-Japan

会 則

第 1 条

1. 名称

この組織の名称は Interactive Training in Communication-Japan (インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション - ジャパン) 略称 ITC-J とする。

第 2 条

2. 目的

コミュニケーション能力と指導力の進歩的で質の高い訓練を通じて、自己向上の機会を与えることにある。

第 3 条

3. 会員

要求される全てのレベルの会費を納入した人のことである。

ITC-J は、条項 14.5. で定められたクラブの個々の会員により構成される。

第 4 条

4. 組織の構造

4.1. ITC-J の組織構造は、ITC-J、カウンスル及びクラブの各レベルとする。

4.2. ITC-J レベル： ITC-J は以下のことに責任を持つ。

4.2.1. ITC-J の方針を設定する。教育資料及び物品を開発し普及させる。年次大会とコンテストをコーディネートする。組織の財務と運営を管理する。ウェブサイトを維持する。

4.2.2. 所属カウンスル及び所属クラブを監督する。

4.3. カウンスルレベル

カウンスルは所属クラブと ITC-J 役員会の仲介となり、ITC-J の枠組みを支える。

3つ以上のクラブによって構成される。

4.4. クラブレベル

クラブは ITC-J の方針の下、会員相互にコミュニケーション技術と指導力の養成のためのトレーニングを行う。全てのレベルの会費を納入した会員により構成される。

クラブは、人数分の各レベル会費及び負担金を期日までに納入し、有資格を保持する。

第 5 条

5. 財務

5.1. 会計年度： 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

5.2. 会費： ITC-J の会費は細則に定められたとおりとし、8 月 1 日又はそれ以前に納入されるもので、納入された会費は返金及び権利の譲渡はできない。

5.3. ITC-J 基金： 寄付金で成り立つ。基金は金融機関の預貯金とし、元金 200 万円とする。

元金を減少させない限り、200万円を超過した基金を教育目的に限り使用することが許される。ITC-J 基金は役員会が管理する。

- 5.4. 大会登録費： ITC-J 年次大会は登録費その他で運営される。大会準備委員会が予算を組み、役員会の承認を得る。なお、大会欠席者は大会登録費の 1/3 を限度として協力金を負担する。その金額は役員会で決定する。
- 5.5. 経費： 役員、委員会の経費、年次大会補助金は予算で定められる。

第 6 条

- 6. 選出役員
 - 6.1. 選出役員は
 - 6.1.1. 会長、次期会長、第一副会長、第二副会長、書記及び会計とする。
 - 6.1.2. 任期中、正会員の地位を維持するものとする。
 - 6.2. 選出役員の任務
 - 6.2.1. 会長は
 - 6.2.1.a. 役員会の承認の下に該当する任命役員及び全ての常任委員会の委員長及び委員を任命する。
 - 6.2.1.b. 必要に応じて役員会承認の下に特別委員会を設置し、委員長及び委員を任命する。
 - 6.2.1.c. ITC-J が負担すべき財務の支出に対し、請求書に承認のため会計と連署する。
 - 6.2.1.d. 指名委員会以外の全ての委員会の職権上の委員となる。
 - 6.2.1.e. 年次大会の準備をする。
 - 6.2.1.f. 年次大会及び役員会の議長を務める。
 - 6.2.1.g. ITC-J 会報発行を監督する。
 - 6.2.1.h. カウンシルを援助する。
 - 6.2.1.i. 年次カウンセル運営研修を行う。
 - 6.2.1.j. カウンシルの再編を助ける。
 - 6.2.1.k. 新クラブ設立に関しては、設立準備中の新クラブ及びカウンセル会長と協議をし、双方の利益を最大限に考慮した後、これをカウンセルに配属する。会長は新クラブチャーター認証申請を受領後、30 日以内に文書で新クラブ会長と該当するカウンセル会長に配属を通知する。
 - 6.2.2. 次期会長は
 - 6.2.2.a. 会長を補佐する。
 - 6.2.2.b. 会長の欠席又は要請に応じて会長の代理を務める。
 - 6.2.3. 第一副会長は プログラム・教育委員会の委員長を務める。
 - 6.2.4. 第二副会長は
 - 6.2.4.a. 会員委員会の委員長を務める。
 - 6.2.4.b. 会員の維持と支援についてカウンセルを援助する。
 - 6.2.5. 書記は
 - 6.2.5.a. 役員会が指示した会合の議事録草稿を作成する。議事録草稿は承認を得て正式の議事録となる。年次大会議事録は議事録承認委員会によって承認された後、永久保存とする。
 - 6.2.5.b. 会長又は ITC-J 役員会の指示に従い通信事務を行う。
 - 6.2.5.c. カウンシル役員名簿を保持する。
 - 6.2.5.d. 年次大会における、公式の歴史となる役員会の年次報告書を編集する。年次報告書は永久保存とする。

- 6.2.6. 会計は
- 6.2.6.a. 銀行あるいはゆうちょ銀行に ITC-J 名義の口座を設け、全ての資金を管理する。
- 6.2.6.b. 全ての収入及び支出を記録する。
- 6.2.6.c. ITC-J 基金を役員会の指示の下に管理する。
- 6.2.6.d. ITC-J が負担すべき財務の支出に対し、請求書に会長の連署を得て支払う。
- 6.2.6.e. ITC-J 役員会の監査のために全ての帳簿記録が提出できるようにしておく。
- 6.2.6.f. 年次大会で財務報告をする。また監査のために決算報告書を作成する。
- 6.2.6.g. 会計年度末及び ITC-J 役員会の要請があれば、会計監査のため帳簿と財務報告書を提出する。
- 6.2.6.h. 予算・財務委員会の職権上の委員となる。
- 6.2.7. 一般的任務
- 6.2.7.a. 各役員は要請に応じて、その他の任務を行う。
- 6.2.7.b. 各役員は年間報告書を作成する。
- 6.2.7.c. 各役職の引継ぎ書類などは、会長の指示に従い 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。

第 7 条

- 7. 指名と選挙
- 7.1. 指名
- 7.1.1. 指名委員会は
- 7.1.1.a. 年次大会に於いて選出された、各カウンスルに属する 5 名の正会員によって構成される。指名委員会は年次大会に続く次年度に活動する。もし委員に欠員が生じた場合は次点者を繰り上げる。ただし、該当者がいない場合は指名委員候補者名簿の中から全所属クラブの郵便投票により補充する。指名委員候補者は、原則として全てのカウンスルから最低 1 名指名されるものとする。
- 7.1.1.b. 選挙の 90 日前までに、ITC-J 役員と指名委員の候補者の指名を提出するよう各クラブに要請する。役員と指名委員の候補者として資格のある会員を積極的に探すことができる。
- 7.1.1.c. 役職について候補者が資格と必要条件を満たしているか確認する。
- 7.1.1.d. 各候補者から就任承諾書を得る。
- 7.1.1.e. 候補者名と各々の資格のリストを作成し、全クラブに年次大会の最低 60 日前までに送付する。
- 7.1.2. 派遣員からの指名：年次大会において派遣員又は公式代理人により候補者を会場から追加指名することができる。ただし、候補者がその役職の必要条件を満たし、就任承諾書がある場合に限る。
- 7.2. 資格
- 7.2.1. 全ての選出役員は
- 7.2.1.a. 指名された時点において、過去最低 5 年間 ITC-J 内の有資格クラブの正会員であること。
- 7.2.1.b. クラブ及びカウンスルレベルにおいて選出役員を務めた者であること。
- 7.2.1.c. 所属クラブから指名を受けた者であること。
- 7.2.1.d. 年次大会及び役員会に出席できること。■
- 7.2.2. 会長は
- 7.2.2.a. カウンスル会長を務めた経験のあること。

- 7.2.2.b. ITC-J の選出役員を最低 1 期務めた経験のあること。
- 7.2.3. 次期会長は
- 7.2.3.a. カウンシル会長を務めた経験のあること。
- 7.2.3.b. ITC-J の選出役員、任命役員、常任委員会の委員長のいずれかを最低 1 期務めた経験のあること。
- 7.2.4. 第一副会長及び第二副会長は
ITC-J の選出役員、任命役員、常任委員会の委員長のいずれかを最低 1 期務めた経験のあること。
- 7.3. 選挙
- 7.3.1. ITC-J 役員選挙は年次大会に於いて行う。
- 7.3.2. 年次大会が開催されない場合は会計年度末以前に通信又は郵送による投票で選挙される。
- 7.3.3. 選挙は無記名投票で行われる。役職 1 名に対し候補者が 1 名しかいない場合は、議長はその候補者が選出されたことを宣言することができる。
- 7.3.4. 役員は投票数の過半数を得て当選する。どの役員も過半数に満たない場合は最低数の候補者を落とし、過半数の候補者があるまで続ける。
- 7.3.5. 年次大会で派遣員又はその代理人により代表されていない有資格クラブは役員選出にあたって一票の不在投票権を有する。
- 7.4. 任期
- 7.4.1. 会計年度に合致する 1 年間とする。あるいは後任者が就任するまで、あるいは辞任、死亡又は ITC-J 役員会の決定により退任するまでとする。
- 7.4.2. 役員は連続した 2 期目の役職にも指名及び選出されることができる。いずれの選出役員も同一役職に連続して 2 期を超えて就任することはできない。
- 7.4.3. 6 か月未満の任期を務めた役員は同一役職に再選される資格を有する。
- 7.5. 欠員
会長の役職が欠員になった場合、次期会長により補充される。その後次期会長は役員会の 2/3 の表決により選出されるが、この場合は会長職を自動的に継ぐ権利は有しない。次の年次大会で会長を選出する。その他の欠員は、役員会の 2/3 の表決で選出する。

第 8 条

- 8. 任命役員
- 8.1. ITC-J の任命役員は、議会法規役員、編集者、及び コミュニケーション リエゾン オフィサー (JCLO) とする。
- 8.2. 任命役員の任務
- 8.2.1. 議会法規役員は
- 8.2.1.a. 要請に応じて ITC-J 会長に議事運営手順について助言する。
- 8.2.1.b. ITC-J 役員会の要請がある場合には役員会に出席する。
- 8.2.1.c. 年次大会に出席する。
- 8.2.1.d. 役員会の要請に応じ他の任務を果たす。
- 8.2.2. 編集者は ITC-J 会長の監督の下に ITC-J 会報を編集する。
- 8.2.3. コミュニケーション リエゾン オフィサー (JCLO) は ITC-J と各カウンシル(カウンシル

- CLO)・個々のクラブ(クラブ CLO)間のコミュニケーションを広める責任を有する。
- 8.2.4. 各任命役員は年間報告書を作成する。
- 8.2.5. 会長の指示に従い、各任命役員の引継ぎ書類などは 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。

第 9 条

9. 大会と定足数
- 9.1. 大会
ITC-J の所属クラブは ITC-J 役員会により定められた日と場所で ITC-J 年次大会を開催することができる。
- 9.2 目的
ITC-J の所属クラブは、緊急事態や統制不能な状況にならない限り、役員を選出、報告の受理、教育セッションの提供、スピーチコンテストの実施、他の議事の処理及び会員の交流を目的として年次大会を開催する。
- 9.3. 派遣員及び代理人
- 9.3.1. 有資格クラブは年次大会に 1 名の正式派遣員を送ることができる。
- 9.3.2. 派遣員が欠席の場合、クラブはその代理人 1 名を選択することができる。
- 9.3.3. 各派遣員及び代理人は所属クラブの正会員であること。
- 9.3.4. いかなる会員も 2 つ以上のクラブの派遣員又は代理人を務めることはできない。
- 9.3.5. 派遣員、又は派遣員欠席の場合の公式代理人に限り、動議の提出、派遣員席からの指名、及び投票権を有する。ただし、発言権は全会員に与えられる。
- 9.4. 投票
- 9.4.1. 全ての有資格クラブは各一票の投票権をもち、派遣員又はその代理人により投票される。
- 9.4.2. ITC-J 選出役員は年次大会において投票権を有しない。ただし、ITC-J 役員はその所属クラブの会員が誰も年次大会に出席していない場合、所属するクラブがその役員を派遣員と許可した場合のみ投票権を有する。
- 9.4.3. 非公式の代理人は認められない。
- 9.5. 定足数
ITC-J の定足数は所属する有資格クラブの過半数とする。議事を通信で行う場合の定足数は所属する有資格クラブの 2/3 とする。

第 10 条

10. 役員会
- 10.1. 構成 : ITC-J 役員会は選出役員で構成される。
- 10.2. 会合 : 会長の招集に基づいて開催される。万一、会長が役員会を招集しない場合でも 2 名以上の役員が役員会を招集することができる。役員会は出席役員会でも通信連絡役員会でもよい。
- 10.3. 権限 : 会則や細則に基づいてこの ITC-J を運営する。ITC-J 及び年次大会の予算は役員会の承認をもって成立する
- 10.4. 年度始めに ITC-J 全ての監査済み年次決算報告書を承認し、それを ITC-J 会報第 1 号に掲載する。

- 10.5. 定足数：議事の採決にあたっては出席又は通信連絡役員会にかかわらず役員の過半数を定足数とする。

第 11 条

11. 委員会

- 11.1. 常任委員会：ITC-J の常任委員会は次のとおりとする。

1. 会計監査
2. 予算・財務
3. 会則・決議
4. 大会準備
5. 教育資料
6. 選挙
7. 事務管理
8. 国際交流
9. 会員（広報、増設を含む）
10. プログラム・教育
11. スピーチコンテスト
12. ウェブサイト

11.2. 常任委員会の任務

11.2.1. 会計監査委員会は

- 11.2.1.a. 会計帳簿を会計年度末又は役員会の要求があった場合、監査を行う。

- 11.2.1.b. 監査終了後、ITC-J 役員会に報告書を提出する。

11.2.2. 予算・財務委員会は

ITC-J の予算案を作成し、8 月 31 日までに役員会に提出し承認を得、会報 第 1 号に掲載する。

11.2.3. 会則・決議委員会は

- 11.2.3.a. クラブとカウンスル及び ITC-J 役員会と常任委員会に決議案と修正案提出を要請し、かつ ITC-J 年次大会 90 日前までに受領する。

- 11.2.3.b. 受領した決議案と修正案を調整する。

- 11.2.3.c. 年次大会 60 日前までに ITC-J 役員会と所属クラブに決議案と修正案を提出する。

- 11.2.3.d. 提議された決議案と修正案全てを年次大会で提出する。

- 11.2.3.e. ITC-J 役員会及び議会法規役員と共に、ITC-J 年次大会で採択された修正箇所を確認し、会則及び細則を修正されたとおり編集する。

- 11.2.3.f. 意図を反映させるために必要な場合、意味を変更する結果にならないければ、条項及び項目の表記、句読点及び参照を見直し、その他適応させるための校正上の変更をする権限が与えられる。

11.2.4. 大会準備委員会は

大会準備委員長の指示の下に ITC-J 会長の承認を得て年次大会の全ての準備をする。余剰金は ITC-J 会計に繰り入れる。

11.2.5. 教育資料委員会は

- 11.2.5.a. 会員のトレーニングのための新しい教育資料の研究、開発、翻訳、作成等を行う。

- 11.2.5.b. 旧 ITC 日本リージョンの教育資料を見直し、ITC-J の資料として適正なものにする。

11.2.6. 選挙委員会は

- 11.2.6.a. 役員と指名委員の選挙を担当する。

- 11.2.6.b. 投票用紙を準備する。

- 11.2.6.c. 通信による投票の場合は選挙委員会が投票をまとめ 15 日以内に ITC-J 会長に結果を報告し、各所属クラブに公表する。

11.2.7. 事務管理委員会は

- 11.2.7.a. 会員名簿の管理と期末に Roster の作成と販売を行う。

- 11.2.7.b. 新入会員の ITC-J 会員番号(ID)とパスワードを設定し、会員証を発行する。
- 11.2.7.c. 資料・物品の管理と販売を行う。
- 11.2.8. 国際交流委員会は
 - 11.2.8.a. ITC-J 会長により要請された海外との交流に関する任務を行う。
 - 11.2.8.b. ITC-J 会長の要請により通信物の翻訳をする。
- 11.2.9. 会員委員会は ITC-J の方針に基づいて、広報、増設及び会員の維持・増強のための活動を行う。
- 11.2.10. プログラム・教育委員会は
 - 11.2.10.a. ITC-J 内各レベルのプログラムと教育の向上を援助する。
 - 11.2.10.b. 年次大会のプログラム及び教育の企画につき責任を有する。
- 11.2.11. スピーチコンテスト委員会は
 - ITC-J 役員会によって承認された『スピーチコンテスト規則と任務』に基づいて日本語及び英語の 2 種類のスピーチコンテストを開催する。
- 11.2.12. ウェブサイト委員会は
 - ITC-J 役員会の要請により、ITC-J のウェブサイトの更新及び管理を行う。
- 11.2.13. 全ての委員長は年間報告書を作成する。
- 11.2.14. 会長の指示により 8 月 1 日までに後任者に委員会の引継ぎ書類などを引き渡す。
- 11.3. その他の委員会は
 - ITC-J 役員会は必要に応じて他の委員会を設け、任務を考案規定する。

第 12 条

- 12. 電子機器による会議
 - ITC-J 役員会、常任委員会及び特別委員会は電子機器による会議を開くことができる。

第 13 条

- 13. カウンシル
 - 13.1. 目的
 - 13.1.1. クラブと ITC-J 役員会の仲介役となり、ITC-J の枠組みを支える。
 - 13.1.2. 質の高い訓練を促進し、指導力を養成する。
 - 13.2. 会則と細則： ITC-J の会則と細則に矛盾しない会則と細則を採択しそれによって運営される。
 - 13.3. 財務： 独立した会計とする。
 - 13.4. 会員： 所属する全てのクラブの正会員により構成される。
 - 13.5. 役員： 選出役員は、最小限、会長、副会長、書記、会計、又は書記兼会計とし、任命役員として議会法規役員及びコミュニケーション リエゾン オフィサー (CLO) を任命することができる。カウンシル選出役員は、ITC-J 選出役員を兼任できない。
 - 13.6. カウンシルの創設・再設定・解体： ITC-J 役員会はカウンシルの創設、再設定、解体を関係するカウンシル役員会と共に調整する。その場合、ITC-J 役員会が最終的な承認を与える。関係するカウンシル役員会は最終決定の前にカウンシル内のクラブと協議し、2/3 の賛成を得ておく。

第 14 条

14. クラブ

14.1. 目的： 本会則が定める ITC-J の目標及び方針を実行する。

14.2. クラブチャーター認証状及び名称

14.2.1. クラブチャーター認証状

ITC-J 役員会によって採択された増設方針に示された手順に基づいて、入会希望者が 10 人以上 集まり全レベルの会費を支払った時、クラブとして認められ、チャーター認証状が与えられる。

14.2.2. クラブの名称

解散したクラブの名称は、クラブが解散して最低 5 年経過すれば使用することが許される。現存している人の名前をクラブ名称につけてはいけない。

14.3. 会則と細則： 上部レベルの会則と細則に矛盾しない会則と細則を採択し、それによって運営される。

14.4. 財務： 独立した会計とする。

14.5. 会員

14.5.1. 正会員

有資格クラブの会員であり、ITC-J、カウンスル及びクラブの会費と費用及び負担金を規定どおりに納め、クラブの活動に参加し、定期的な役の割り当てを引き受け、例会に定期的に出席するものとする。正会員は有資格会員であり、正会員のみが会員としての権利と特権を持つ。すなわちクラブの会合において投票権を有し、どのレベルでも役職に就き、より高いレベルにおいてクラブを代表し、ITC-J のコンテストに参加し ITC-J 会員番号 (ID) 及びパスワードを取得しウェブサイトへアクセスできる。

14.5.2. 重複会員

正会員は ITC-J に払うべき一人分の会費、費用及び負担金を納めれば、同時に 2 つ以上のクラブに属することができる。2 つ以上のクラブに所属する会員は他方のクラブでは重複会員と呼ばれる。該当するクラブ、カウンスルで規定されている会費、費用、負担金を納めなければならない。上のレベルでは 1 つのクラブの代表となるのみである。

14.5.3. 会員の移籍

受け入れクラブの了承があれば、会員は移籍の申請ができる。受け入れクラブが ITC-J 役員会へ移籍を報告する。クラブと、カウンスルの移動があればカウンスルの、在籍月数に応じて納入した会費を按分して会計が移籍先へ送金し、差額は移籍先で精算する。

14.6. 役員

14.6.1. クラブの選出役員は、会長、第一副会長、第二副会長、書記、会計、カウンスルへの派遣員とする。ただし、クラブの状況によっては、兼務することを認め、最低 3 人の役員を選出することとする。全ての役員は、クラブが定める 2 期を超えない期間を任期として、あるいはその後任者が引継ぐまでを任期として選出される。

14.6.2. 役員は条項 14.6.1. に規定されているとおりに在職し、また辞任、死去、もしくはクラブ会員が予告後 2/3 の賛成で動議を採択し退任を決定するまで任期を務める。

14.6.3. 会計は、役員の変更を ITC-J の全てのレベルに報告しなければならない。

14.6.4. クラブ役員： その任期中、カウンスル又は ITC-J の選出役員を兼任することができる。

- 14.6.5. 任命役員：クラブ会長は、議会法規役員及びコミュニケーション リエゾン オフィサー(CLO)を任命することができる。議会法規役員は、要請された時に会長に議事運営手順について助言する。CLO は、JCLO から受け取った情報を行き渡らせるとともに、会員に向けて興味深い情報を提供するために、適切に ITC-J ウェブサイトとカウンスルのウェブサイトをモニターしなければならない。
- 14.7. 有資格：ITC-J で有資格であるためには、クラブは人数分の各レベルの会費と費用及び負担金を期日までに納入しなければならない。
- 14.8. クラブの新設合併及び吸収合併： カウンスル会長、ITC-J 会長に申請した後、2 つ以上のクラブは新設合併又は吸収合併することができる。この場合、各クラブは予告後、新設合併又は吸収合併を承認する決議案を 2/3 の表決で採択しておかなければならない。各クラブの会計にある全ての資金は新しいクラブの会計に移される。

第 15 条

15. 議事運営法の典拠

「ロバート議事規則新改訂版最新版」が、本会則に明記されていない議事法と議事手順の全ての問題に適用されるものとする

第 16 条

16. 修正

- 16.1. 会則は年次大会において 2/3 の賛成、又は郵便にて所属する有資格クラブの 2/3 の賛成投票があれば修正することができる。全ての修正案は投票日の少なくとも 60 日前までに所属クラブに文書で提出されなければならない。特に明記されない限り、年次大会で採択された修正案は全てその大会の後の 8 月 1 日から有効となる。

16.2. 緊急条項

年次大会と年次大会の間で決定が必要である場合、あるいは年次大会が開催されない場合の緊急時に、電子メール又は郵便による投票で修正案の表決を行うことができる。この場合修正案はそれが有効となる日付の 60 日前までに、全クラブ CLO のメールアドレス又は会長の最終記録の住所宛に送られる。その議題は有資格クラブから受け取った回答の 2/3 の賛成投票によって採択される。

採択 2018 年 2 月 1 日
修正 2018 年 6 月 4 日
修正 2021 年 7 月 26 日
修正 2022 年 6 月 6 日
修正 2023 年 7 月 5 日
修正 2024 年 7 月 15 日

細 則

- 1 年会費
 - 1.1. 会員 1 名につき **7,000 円**とする。2 つ以上のクラブに所属する重複会員は、1 名分の ITC-J 年会費を最初に入会したクラブを通じて納める。
 - 1.2. 年会費には、ITC-J 会報代が含まれる。会報は重複会員を含め会員 1 名につき 1 冊のみ配布される。
 - 1.3. 年会費は 8 月 1 日又はそれ以前にクラブによって支払われるものとする。この組織に入会する時、会員はクラブに会員の申請をした月から、その会計年度の終わりまで月割で計算した会費を支払う。
2. 大会登録費
ITC-J 年次大会に際し会員は重複会員も含め、1 名につき 1 名分の大会登録費もしくは欠席者協力金を納める。
3. 旅費
役員及び委員長と委員の公式任務に関する旅費は、新幹線及びその他の最低往復旅費が予算内で支払われるものとする。
4. ITC-J 会報
ITC-J の公式刊行物である。ITC-J 役員会が承認した会報編纂方針を典拠とし年 3 回冊子として発行、会員に配布する。
5. 修正
これらの細則は、前もって通知されている場合は過半数、前もって通知されていない場合は 2/3 の賛成投票によって、修正又は廃止することができる。特に明記されない限り、年次大会で採択された新しい細則や全ての修正は、その年次大会の後の 8 月 1 日から有効となる。

採択 2018 年 2 月 1 日
修正 2018 年 7 月 28 日
修正 2019 年 8 月 1 日
修正 2021 年 7 月 26 日
修正 2022 年 6 月 6 日
修正 2024 年 7 月 15 日